

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成19年9月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	松池地区	平成17年2月3日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	由良地区	平成18年12月24日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	三郎池1号地区	平成17年1月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	三郎池2号地区	平成17年2月3日
〃	非補助土地改良事業 (ほ場整備事業)	道池下流地区	平成17年4月13日
〃	単独単費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	三郎池幹線2号地区	平成17年3月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	八丁替地区	平成18年2月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	由良地区	平成18年2月10日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	上林下井幹線地区	平成19年2月28日
〃	単独市費補助土地改良事業 (農道事業)	宮西地区	平成19年3月26日